

# 山口県立学校 I C T 支援員派遣業務仕様書

## 1 件名

山口県立学校 I C T 支援員派遣業務

## 2 背景・概要

山口県では、県立学校の I C T 環境を効果的に活用して教育活動の一層の充実を図る「やまぐちスマートスクール構想」を推進している。

県立学校の I C T 環境の効果的な活用及び教員の I C T 活用スキル向上を目的として、I C T 機器の日常使い支援を行う I C T 支援員を配置することで、I C T 教育支援体制の一層の充実を図る。

## 3 履行場所

県立学校等 7 2 箇所（別紙参照）

## 4 履行期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

## 5 委託上限額

9 4, 3 8 0, 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む。）

## 5 提出書類

- ① 事業計画書（業務着手時）
- ② 業務実施報告書（月次）
- ③ 業務完了報告書（業務完了時）
- ④ 議事録（随時）
- ⑤ 当該業務の実施において作成した各種ドキュメント

## 6 業務内容

### （1）全般

- 当該業務の統括を行う管理窓口を設置すること。
- 当該業務を学校へ周知するためのチラシを作成すること。
- 要員配置計画・実績の管理を行うこと。
- 業務実施内容、学校からの問い合わせ内容等を一元管理すること。これらについて、配置要員間で情報共有を行い、効率的な支援が行えるよう心掛けること。
- 県と受託者との間で、情報共有・意見交換等を行う会議の場を設けること。
- 令和 7 年度に実施した I C T 支援員派遣業務で得られた知見を引き継ぎ、I C T 支援員間で共有すること。
- 令和 9 年度も継続して本業務を行うことを検討しているが、業務で得られた知見を、次年度の受託事業者を引き継ぐこと。

### （2）オンサイトサポート業務

- オンサイトサポート業務として、学校の I C T に詳しい要員を派遣すること。派遣要員の資格の有無は問わないが、「I C T に係る国家資格保有レベルの知識を持つこと」を条件とする。
- 派遣する日は、原則として月曜日から金曜日までの国民の休日及び 1 2 月 2 9 日か

ら1月3日までを除いた日とするが、学校行事等によりこれ以外の日に派遣する場合があります。

- 対象となる県立学校等72箇所に対して、原則、各箇所毎月4回以上（1回あたり7時間以上・休憩時間を除く）、要員を派遣すること。

なお、学校の都合により支援回数が毎月4回よりも少なくなる場合は、他の学校の支援回数を増やす等により調整すること。また、特定の学校に集中的な支援が必要となる場合等があれば、他の学校の支援回数を減らす等により調整してよい。

- 学校と要員派遣の日程調整を行うこと。訪問時間は学校と協議の上で調整を行うこと。定時制の学校については、夜間の訪問にも対応すること。
- 学校からの要望に応じ、以下のようなICT活用の支援を行うこと。
  - ・使用するアプリケーション等の操作支援
  - ・ICTを活用した授業の企画や事前準備の支援、授業への立会
  - ・ICT機器の利用に係る操作説明会の実施、簡易な操作マニュアルの作成
  - ・ネットワーク障害や端末不良の一次的な原因切り分け及び復旧作業（軽微な作業で復旧できない場合を除く）
  - ・その他ICT活用に係る支援
- 事業計画で定めた訪問時間を超える対応が必要となった場合や定例訪問するICT支援員で解決できない問題が発生した場合等は、要員の追加派遣を行うこと。追加派遣の頻度等については、県と受託者との協議を行い決定する。

## 7 学校で使用する端末のOS及び主なアプリケーション、クラウドサービス

端末OS	Windows11 Pro、iPadOS
アプリケーション	Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint) iWork (Pages、Numbers、Keynote)
クラウドサービス	Microsoft Teams、Google Classroom、Google Meet

## 8 その他

- 本業務に要する経費は受託者が負担することとする。ただし、業務に必要な物品については、県が受託者に対して貸し付ける。
- 受託者が業務の実施に当たり作成したマニュアルや成果物にかかる著作権は、受託者が保有することとするが、事前に協議の上、委託者も成果物を使用、または複製し、公表することができることとする。
- ICT支援員が誠実に業務を遂行しない場合や、児童生徒、教員等と円滑な関係を築くことができないと県が判断した場合は、県の指示により受託者において改善を指導することとする。この指導による改善の見られない場合は、速やかに交代させることとする。
- 義務教育段階の児童生徒及び令和7年度以前に高等学校・下関中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部（以下「高校等」という。）に入学・進級した生徒は県が整備した端末を利用するが、令和8年度以降に高校等に入学・進学する生徒は原則本人が購入した端末（以下「BYAD 端末等」という。）を利用する。BYAD 端末等の利用にかかる支援についての詳細は、契約後に県と受託者との協議する。